

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	3	府省庁名 農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他</u> (軽油引取税)	
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（農業関係）	
要望内容 (概要)	農業用機械等の動力源に供する軽油に係る課税免除の特例措置の3年延長 ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 農業用機械等の動力源に軽油を使用する農業者等 ・特例措置の内容 農業用機械等の動力源に供する軽油の引取りについては、所定の手続きを得た上で軽油引取税（15.0円/L）の課税が免除される。	
関係条文	[地法附12の2の7①四、地令附10の2の2⑦及び⑧—、地規附4の7②]	
減収見込額	[初年度] — (▲ 6,112) [平年度] — (▲6,217) [改正増減収額] — (単位：百万円)	
要望理由	(1) 政策目的 軽油は、農業生産を行う上で必要不可欠な燃料であることから、軽油引取税の課税免除の特例措置を講じることにより生産性の向上を図り、食料自給力を確保することを目的としている。 (2) 施策の必要性 農業における免税軽油の使用量は概ね増加傾向にあり、免税軽油使用者の作付規模、生産量も増加傾向にあることから、本特例措置による経費負担の軽減・収支の安定化が作付規模の拡大や生産性の向上に寄与している。 また、軽油は農業生産を行う上で必要不可欠な燃料であるが、近年の円安や原油価格の上昇の影響により価格は上昇傾向にあることから、農業者への経費負担も増加しており、税制措置の延長が求められている。	
本要望に対応する縮減案	なし	

合理性

政策体系における政策目的の位置付け

<<大目標>>
食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。
<<中目標>>
I—1 我が国の食料供給
<<政策分野>>
② 食料自給力の確保

政策の達成目標

農業全体での1経営体あたりの生産量が増加。

税負担軽減措置等の適用又は延長期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

同上の期間中の達成目標

政策の達成目標と同じ

政策目標の達成状況

1経営体あたりの生産量（推計）は、令和6年度において48（t/人）であり、令和2年の41（t/人）から約17%増加している。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生産量（t/人）	41	43	45	47	48

農業者1経営体当たりの生産量（推計）は以下により算出
生産量（※1）÷ 農業者数（※2）
※1 食料・農業・農村基本計画の別表1にある主要作物の生産量の合計値
※2 農林水産省「農業構造動態調査」より

有効性

要望の措置の適用見込み

区分	9年度（見込み）
適用者数（千人）	188.3
適用数量（千kl）	407.5
減税額（百万円）	6,112

※総務省「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成

要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）

本特例措置により農業経営が改善され、作付規模の拡大や生産量の増加が図られることから、本特例措置は食料自給力の確保に有効である。

	相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	地球温暖化対策のための課税の特例として軽油に上乘せされる税率に係る還付措置（石油石炭税）
		予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—
		上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
		要望の措置の 妥当性	農業における免税軽油の使用量は概ね増加傾向にあり、免税軽油使用者の作付規模、生産量も増加傾向にあることから、本特例措置による経費負担の軽減・収支の安定化が作付規模の拡大や生産性の向上に寄与している。 また、軽油は農業生産を行う上で必要不可欠な燃料であるが、近年の円安や原油価格の上昇により価格は上昇傾向にあり、農業者への経費負担も増加しており、税制措置の延長が求められている。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項

税負担軽減措置等の適用実績

区分	2年度 (実績)	3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (実績)	6年度 (実績)
適用者数 (千人)	240	229	222	218	204
適用数量 (千kl)	373	385	391	390	389
減税額 (百万円)	11,965	12,348	12,550	12,505	12,482

資料：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」

「地方税における
税負担軽減措置等
の適用状況等に関
する報告書」に
おける適用実績

軽油引取税の課税免除の特例措置

適用総額の種類	適用総額（千円）	
税額	2年度	77,621,716
	3年度	77,798,908
	4年度	77,005,749
	5年度	76,683,722
	6年度	74,960,658

※総務省「道府県税の課税免税状況等に関する調」を基に作成。

税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）

本特例措置により農業経営が改善され、作付規模の拡大や生産量の増加が図られており、本特例措置は食料自給力の確保に有効である。

前回要望時の達成目標

生産コストの低減により農業者の経営の安定を図り、農産物の安定供給を確保する。

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

令和6年産の水稻における10a当たりの生産費は117.7千円であり、令和2年産の112.5千円から約5%増加している。
近年の円安や原油価格の上昇の影響により、軽油費や光熱動力費は上昇傾向にあり、生産コストも増加傾向にある。

	2年産	3年産	4年産	5年産	6年産
生産費 (千円)	112.5	111.5	112.8	117.0	117.7
軽油費 (千円)	1.4	1.7	2.0	2.0	2.0

資料：農林水産省「農業経営統計調査」

これまでの要望経緯	【昭和 31 年度】 ・ 道路特定財源として軽油引取税が創設 ・ 道路の使用に直接関係がなく、政策的配慮の観点から免税が適当と認められ、課税免除 【平成 21 年度】 ・ 軽油引取税を目的税から普通税に改め、使途制限が廃止 ・ 軽油引取税の課税免除措置については 3 年間存続 【平成 24 年度】 ・ 適用期限の 3 年延長 【平成 27 年度】 ・ 適用期限の 3 年延長 【平成 30 年度】 ・ 適用期限の 3 年延長 【令和 3 年度】 ・ 適用期限の 3 年延長 【令和 6 年度】 ・ 適用期限の 3 年延長 【令和 8 年度】 ・ 当分の間税率の廃止
------------------	---

措置名：軽油引取税の課税免除の特例措置（農業関係）

軽油は農業生産を行う上で必要不可欠な燃料であるが、近年の円安や原油価格の上昇により価格は上昇傾向にあり、農業者への経費負担も増加しており、本特例措置の延長が求められている。

軽油引取税の課税免除の特例措置の自己点検に当たっては、以下の短期、中期及び長期アウトカムを設定し、各アウトカムに対する効果分析を行った。

（１）短期アウトカム：作付規模の拡大

直近 10 年間ににおける免税軽油使用者 1 経営体当たりの作付面積（推計）は、着実に増加しており、免税軽油の使用により農業経営が改善され、作付規模の拡大が進んでいる。

（２）中期アウトカム：生産性の向上

作付規模の拡大により、直近 10 年間ににおける免税軽油使用者 1 経営体当たりの生産量は着実に増加している。

（３）長期アウトカム：生産性の向上

短期及び中期アウトカムを踏まえ、長期アウトカムとして、食料・農業・農村基本計画における K P I の一つである 1 経営体当たりの生産量を設定した。免税軽油使用者の生産量の増加が進むことで、農業者 1 経営体あたりの生産量の増加につながる。

自己点検の結果、本特例措置による経緯費負担の軽減・収支の安定化の効果は大きく、農業者の作付規模の拡大や生産性の向上に寄与することが確認されたことから、引き続き本特例措置を講じていく必要があると判断し、本特例の措置の 3 年延長要望を行うこととした。